

報酬告示骨格案 (平成18年4月施行分)

本資料は、現段階で整理したものであり、今後変更がありうるものである。

目 次

- 1 . 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援
に要する費用の額の算定に関する基準（案）・・・・・・・・・・P. 5

- 2 . 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援
に要する費用の額の算定に関する基準（案）・・・・・・・・・・P. 3 1

- 3 . 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス
に要する費用の額の算定に関する基準（案）・・・・・・・・・・P. 6 1

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に 要する費用の額の算定に関する基準（案）

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>別表 身体障害者施設訓練等支援費<u>単位数表</u></p> <p>通則</p> <p>1 指定施設支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に第1、第2又は第3に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合に</p>	<p>別表 身体障害者施設訓練等支援費額算定表</p> <p>通則</p> <p>1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1(注3を除く。)、第2の1(注3から注7までを除く。)又は第3の1(注2を除く。)により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1(注3に限る。)、2及び3、第2の1(注3から注7までに限る。)、2及び3又は第3の1(注2に限る。)、2及び3により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。</p> <p>算式</p> <p>(第1の1(注3を除く。)、第2の1(注3から注7までを除く。)又は第3の1(注2を除く。)により算定する額×別に厚生労働大臣が定める割合+第1の1(注3に限る。)、第2の1(注3から注7までに限る。)又は第3の1(注2に限る。)により算定する額)×(当該月の入所日以降又は退所日以前の日数/当該月の日数)+第1の2及び3、第2の2及び3又は第3の2及び3により算定する額</p> <p>2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合に</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>において、その額に<u>一円</u>未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p> <p>第1 身体障害者更生施設支援</p> <p>1 身体障害者更生施設支援費(1日につき)</p> <p>イ 指定内部障害者更生施設以外の施設の場合</p> <p>(1) 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 入所定員(通所による入所者の定員を除く。以下同じ。)が40人以下の場合</p> <p>a 区分A <u> </u>単位</p> <p>b 区分B <u> </u>単位</p> <p>c 区分C <u> </u>単位</p> <p>(二) 入所定員が41人以上60人以下の場合</p> <p>a 区分A <u> </u>単位</p> <p>b 区分B <u> </u>単位</p> <p>c 区分C <u> </u>単位</p> <p>(三) 入所定員が61人以上90人以下の場合</p> <p>a 区分A <u> </u>単位</p> <p>b 区分B <u> </u>単位</p>	<p>において、その額に<u>百円</u>未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p> <p>第1 身体障害者更生施設支援</p> <p>1 身体障害者更生施設支援費(1月につき)</p> <p>イ 指定内部障害者更生施設以外の施設の場合</p> <p>(1) 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 入所定員(通所による入所者の定員を除く。以下同じ。)が40人以下の場合</p> <p>a 区分A <u>349,800円</u></p> <p>b 区分B <u>291,500円</u></p> <p>c 区分C <u>256,400円</u></p> <p>(二) 入所定員が41人以上60人以下の場合</p> <p>a 区分A <u>272,900円</u></p> <p>b 区分B <u>225,300円</u></p> <p>c 区分C <u>186,400円</u></p> <p>(三) 入所定員が61人以上90人以下の場合</p> <p>a 区分A <u>257,400円</u></p> <p>b 区分B <u>201,800円</u></p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(四) 入所定員が 91 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(2) 通所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>□ 指定内部障害者更生施設の場合</p> <p>(1) 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 入所定員が 40 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p>	<p>c 区分 C <u>161,100 円</u></p> <p>(四) 入所定員が 91 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u>233,700 円</u></p> <p>b 区分 B <u>181,200 円</u></p> <p>c 区分 C <u>151,200 円</u></p> <p>(2) 通所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 区分 A <u>90,400 円</u></p> <p>(二) 区分 B <u>88,500 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>86,500 円</u></p> <p>□ 指定内部障害者更生施設の場合</p> <p>(1) 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 入所定員が 40 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>362,100 円</u></p> <p>b 区分 B <u>303,800 円</u></p> <p>c 区分 C <u>268,700 円</u></p> <p>(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>285,200 円</u></p> <p>b 区分 B <u>237,600 円</u></p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(四) 入所定員が 91 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(2) 通所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>注</p> <p>1 指定内部障害者更生施設(指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 79 号。以下「指定施設支援基準」という。)第 2 条第 1 号二に規定する指定内部障害者更生施設をいう。以下この注において同じ。)以外の指定身体障害者更生施設(指定施設支援基準第</p>	<p>c 区分 C <u>198,700 円</u></p> <p>(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>269,700 円</u></p> <p>b 区分 B <u>214,100 円</u></p> <p>c 区分 C <u>173,400 円</u></p> <p>(四) 入所定員が 91 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u>246,000 円</u></p> <p>b 区分 B <u>193,500 円</u></p> <p>c 区分 C <u>163,500 円</u></p> <p>(2) 通所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 区分 A <u>90,400 円</u></p> <p>(二) 区分 B <u>88,500 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>86,500 円</u></p> <p>注</p> <p>1 指定内部障害者更生施設(指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 79 号。以下「指定施設支援基準」という。)第 2 条第 1 号二に規定する指定内部障害者更生施設をいう。以下この注において同じ。)以外の指定身体障害者更生施設(指定施設支援基準第</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>2 条第 1 号に規定する指定身体障害者更生施設をいう。以下同じ。)又は指定内部障害者更生施設において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分(法第 17 条の 10 <u>第 4 項</u>に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。)に応じて、それぞれ<u>所定単位数</u>を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定身体障害者更生施設の場合は、<u>所定単位数</u>の 1000 分の 965 に相当する<u>単位数</u>を算定する。</p> <p>2 専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市にあっては、市長。以下同じ。)に届け出た指定身体障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、<u>1 日</u>につき次に掲げる<u>単位数</u>を<u>所定単位数</u>に加算する。</p> <p>イ 入所定員が 40 人以下の場合 <u> </u> 単位</p> <p>ロ 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 <u> </u> 単位</p> <p>ハ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 <u> </u> 単位</p> <p>ニ 入所定員が 91 人以上の場合 <u> </u> 単位</p> <p>3 区分 A に該当する者であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能</p>	<p>2 条第 1 号に規定する指定身体障害者更生施設をいう。以下同じ。)又は指定内部障害者更生施設において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分(法第 17 条の 10 <u>第 3 項</u>に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。)に応じて、それぞれ<u>所定額</u>を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定身体障害者更生施設の場合は、<u>所定額</u>の 1000 分の 965 に相当する<u>額</u>を算定する。</p> <p>2 専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市にあっては、市長。以下同じ。)に届け出た指定身体障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、<u>1 月</u>につき次に掲げる<u>額</u>を<u>所定額</u>に加算する。</p> <p>イ 入所定員が 40 人以下の場合 <u>17,500 円</u></p> <p>ロ 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 <u>10,500 円</u></p> <p>ハ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 <u>7,500 円</u></p> <p>ニ 入所定員が 91 人以上の場合 <u>5,200 円</u></p> <p>3 区分 A に該当する者であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する者(以下「重複障害者」という。)である入所者に対して、<u>重度重複障害者加算として、指定障害福祉サービス基準に定める人員配置に加えて、常勤換算方法で当該入所者の総数を15で除した数以上配置している身体障害者更生施設において入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき 単位を、通所による指定施設支援を行った場合は、1日につき 単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>4 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、<u>1月に 日を限度として所定単位数に代えて1日につき 単位を算定する。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は、算定できない。</u></p> <p>5 <u>指定身体障害者更生施設の3ヶ月間の平均の入所者の数が障害者自立支援法施行規則(平成 年厚生労働省令第 号。以下「施行規則」という。)第 条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規定に定められている入所定員</u></p>	<p>の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する者(以下「重複障害者」という。)である入所者に対して、<u>重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき 30,700 円を、通所による指定施設支援を行った場合は、1月につき 10,200 円を所定額に加算する。</u></p> <p>4 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、<u>当該期間中所定額の 100 分の 80 に相当する額を算定する。</u></p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p><u>（以下「入所定員」という。）に100分の 〇〇 を乗じて得た数（入所定員が 〇〇 を超える場合にあっては、入所定員に 〇〇 を加えて得た数）を超える場合又は、1日の入所者の数が入所定員に100分の 〇〇 を乗じて得た数（入所定員が 〇〇 を超える場合にあっては、入所定員に 〇〇 を加えて得た数）を超える場合には、所定単位数に100分の 〇〇 を乗じて得た単位数を算定する。通所についても、同様に一定の条件を超過した場合には、所定単位数に100分の 〇〇 を乗じて得た単位数を算定する。</u></p> <p>2 入所時特別支援加算 〇〇 単位</p> <p>注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、<u>入所した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>3 退所時特別支援加算 〇〇 単位</p> <p>注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定身体障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支</p>	<p>2 入所時特別支援加算 <u>21,900円</u></p> <p>注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、<u>入所した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)に、所定額を加算する。</u></p> <p>3 退所時特別支援加算 <u>21,400円</u></p> <p>注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定身体障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として<u>所定単位数</u>を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として<u>所定単位数</u>を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。</p> <p>4 栄養管理体制加算</p> <p>イ 管理栄養士配置加算 ____ 単位</p> <p>ロ 栄養士配置加算 ____ 単位</p> <p>ハ その他栄養士配置加算 ____ 単位</p> <p>注</p> <p>1 <u>イについては、常勤の管理栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1 日につき規模別の所定単位数を加算する。</u></p> <p>2 <u>ロについては、常勤の栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1 日につき規模別の所定単位数を加算する。</u></p> <p>3 <u>ハについては、非常勤の栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1 日につき規模別の所定単位数を加算する。</u></p> <p>4 <u>イ、ロ、ハの算定に当たっては、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っていること</u></p>	<p>援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として<u>所定額</u>を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として<u>所定額</u>を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p><u>もに、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。</u></p> <p>5 食事提供体制加算 <u> </u> 単位</p> <p><u>注 通所施設において、施設に従事する調理員による食事の提供がある場合又は、調理業務を第三者に委託している場合など、施設の責任において食事提供のための体制を整えている場合は低所得利用者に対して、平成 21 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>第 2 身体障害者療護施設支援</p> <p>1 身体障害者療護施設支援費(1日につき)</p> <p>イ 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が 10 人の場合</p> <p>(一) 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合</p> <p>(一) 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(3) 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合</p>	<p>第 2 身体障害者療護施設支援</p> <p>1 身体障害者療護施設支援費(1月につき)</p> <p>イ 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が 10 人の場合</p> <p>(一) 区分 A <u>425,900 円</u></p> <p>(二) 区分 B <u>378,800 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>331,800 円</u></p> <p>(2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合</p> <p>(一) 区分 A <u>339,700 円</u></p> <p>(二) 区分 B <u>316,200 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>292,600 円</u></p> <p>(3) 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
(一) 区分 A <u> </u> 単位 (二) 区分 B <u> </u> 単位 (三) 区分 C <u> </u> 単位	(一) 区分 A <u>490,500 円</u> (二) 区分 B <u>449,300 円</u> (三) 区分 C <u>407,700 円</u>
(4) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 (一) 区分 A <u> </u> 単位 (二) 区分 B <u> </u> 単位 (三) 区分 C <u> </u> 単位	(4) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 (一) 区分 A <u>398,600 円</u> (二) 区分 B <u>373,900 円</u> (三) 区分 C <u>348,500 円</u>
(5) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 (一) 区分 A <u> </u> 単位 (二) 区分 B <u> </u> 単位 (三) 区分 C <u> </u> 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 (一) 区分 A <u>390,400 円</u> (二) 区分 B <u>366,000 円</u> (三) 区分 C <u>336,800 円</u>
(6) 入所定員が 91 人以上の場合 (一) 区分 A <u> </u> 単位 (二) 区分 B <u> </u> 単位 (三) 区分 C <u> </u> 単位	(6) 入所定員が 91 人以上の場合 (一) 区分 A <u>358,900 円</u> (二) 区分 B <u>334,000 円</u> (三) 区分 C <u>308,900 円</u>
□ 通所による指定施設支援を行う場合 (1) 通所による入所者の定員が 4 人以下の場合 (一) 区分 A <u> </u> 単位	□ 通所による指定施設支援を行う場合 (1) 通所による入所者の定員が 4 人以下の場合 (一) 区分 A <u>161,400 円</u>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(2) 通所による入所者の定員が 5 人以上 10 人以下の場合</p> <p>(一) 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(3) 通所による入所者の定員が 11 人以上 20 人以下の場合</p> <p>(一) 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p>	<p>(二) 区分 B <u>156,500 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>151,600 円</u></p> <p>(2) 通所による入所者の定員が 5 人以上 10 人以下の場合</p> <p>(一) 区分 A <u>274,000 円</u></p> <p>(二) 区分 B <u>272,000 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>270,000 円</u></p> <p>(3) 通所による入所者の定員が 11 人以上 20 人以下の場合</p> <p>(一) 区分 A <u>198,800 円</u></p> <p>(二) 区分 B <u>197,800 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>196,800 円</u></p>
<p>注</p> <p>1 指定身体障害者療護施設(指定施設支援基準第 2 条第 2 号に規定する指定身体障害者療護施設をいう。以下同じ。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ<u>所定単位数</u>を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定身体障害者療護施設の場合は、<u>所定単位数</u>の 1000 分の 965 に相当する<u>単位数</u>を算定する。</p> <p>2 専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤</p>	<p>注</p> <p>1 指定身体障害者療護施設(指定施設支援基準第 2 条第 2 号に規定する指定身体障害者療護施設をいう。以下同じ。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ<u>所定額</u>を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定身体障害者療護施設の場合は、<u>所定額</u>の 1000 分の 965 に相当する<u>額</u>を算定する。</p> <p>2 専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>の医師を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、<u>1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>イ 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合 <u> 単位</u></p> <p>ロ 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 <u> 単位</u></p> <p>ハ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 <u> 単位</u></p> <p>ニ 入所定員が 91 人以上の場合 <u> 単位</u></p> <p>3 区分 A に該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、<u>重度重複障害者加算として、指定障害福祉サービス基準に定める人員配置に加えて、常勤換算方法で当該入所者の総数を 15 で除した数以上配置している身体障害者療護施設において入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき 単位を、通所による指定施設支援を行った場合は、1日につき 単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>4 医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、<u>遷延性意識障害者加算として、1日につき 単位を所定単位数に加算する。</u></p>	<p>の医師を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、<u>1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。</u></p> <p>イ 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合 <u>17,500 円</u></p> <p>ロ 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 <u>10,500 円</u></p> <p>ハ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 <u>7,500 円</u></p> <p>ニ 入所定員が 91 人以上の場合 <u>5,200 円</u></p> <p>3 区分 A に該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、<u>重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき 30,700 円を、通所による指定施設支援を行った場合は、1月につき 10,200 円を所定額に加算する。</u></p> <p>4 医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、<u>遷延性意識障害者加算として、1月につき 9,800 円を所定額に加算する。</u></p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>5 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者(以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。)である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算として、<u>1日につき 単位を所定単位数</u>に加算する。</p> <p>6 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に月に2回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、神経内科医加算として、<u>1日につき 単位を所定単位数</u>に加算する。</p> <p>7 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を、指定施設支援基準第43条第1項第2号口に規定する員数に加えて、常勤換算方法(指定施設支援基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。)で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、看護師加算</p>	<p>5 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者(以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。)である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算として、<u>1月につき 19,700円を所定額</u>に加算する。</p> <p>6 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に月に2回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、神経内科医加算として、<u>1月につき 13,700円を所定額</u>に加算する。</p> <p>7 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を、指定施設支援基準第43条第1項第2号口に規定する員数に加えて、常勤換算方法(指定施設支援基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。)で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、看護師加算</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>として、1日につき 単位を所定単位数に加算する。</p> <p>8 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、1月に 日を限度として所定単位数に代えて1日につき 単位を算定する。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は、算定できない。</p> <p>9 指定身体障害者療護施設の3ヶ月間の平均の入所者の数が障害者自立支援法施行規則(平成 年厚生労働省令第 号。以下「施行規則」という。)第 条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規定に定められている入所定員(以下「入所定員」という。)に100分の を乗じて得た数(入所定員が を超える場合にあつては、入所定員に を加えて得た数)を超える場合又は、1日の入所者の数が入所定員に100分の を乗じて得た数(入所定員が を超える場合にあつては、入所定員に を加えて得た数)を超える場合には、所定単位数に100分の を乗じて得た単位数を算定する。通所についても、同様に一定の条件を超過した場合には、所定単位数に100分の を乗じて得た単位数を算定する。</p> <p>2 入所時特別支援加算 単位</p>	<p>として、1月につき 80,200 円を所定額に加算する。</p> <p>8 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、当該期間中所定額の 100 分の 80 に相当する額を算定する。</p> <p>2 入所時特別支援加算 21,900 円</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、<u>入所した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>3 退所時特別支援加算 <u> </u> 単位</p> <p>注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第 3 章第 2 節の規定により当該指定身体障害者療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として<u>所定単位数</u>を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として<u>所定単位数</u>を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。</p> <p>4 <u>栄養管理体制加算</u></p> <p>イ <u>管理栄養士配置加算</u> <u> </u> 単位</p> <p>ロ <u>栄養士配置加算</u> <u> </u> 単位</p>	<p>注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、<u>入所した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)に、所定額を加算する。</u></p> <p>3 退所時特別支援加算 <u>21,400 円</u></p> <p>注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第 3 章第 2 節の規定により当該指定身体障害者療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として<u>所定額</u>を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として<u>所定額</u>を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>八 <u>その他栄養士配置加算</u> _____ 単位</p> <p>注</p> <p>1 <u>イについては、常勤の管理栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき規模別の所定単位数を加算する。</u></p> <p>2 <u>ロについては、常勤の栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき規模別の所定単位数を加算する。</u></p> <p>3 <u>ハについては、非常勤の栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき規模別の所定単位数を加算する。</u></p> <p>4 <u>イ、ロ、ハの算定に当たっては、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。</u></p> <p>5 <u>食事提供体制加算</u> _____ 単位</p> <p>注 <u>通所施設において、施設に従事する調理員による食事の提供がある場合又は、調理業務を第三者に委託している場合など、施設の責任において食事提供のための体制を整えている場合は低所得利用者に対して、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>第3 身体障害者授産施設支援</p> <p>1 身体障害者授産施設支援費(1日につき)</p> <p>イ 指定特定身体障害者入所授産施設の場合</p>	<p>第3 身体障害者授産施設支援</p> <p>1 身体障害者授産施設支援費(1月につき)</p> <p>イ 指定特定身体障害者入所授産施設の場合</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(1) 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 入所定員が 40 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(四) 入所定員が 91 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(2) 通所による指定施設支援を行う場合</p>	<p>(1) 入所による指定施設支援を行う場合</p> <p>(一) 入所定員が 40 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>297,100 円</u></p> <p>b 区分 B <u>248,800 円</u></p> <p>c 区分 C <u>213,700 円</u></p> <p>(二) 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>228,800 円</u></p> <p>b 区分 B <u>199,300 円</u></p> <p>c 区分 C <u>166,100 円</u></p> <p>(三) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>212,700 円</u></p> <p>b 区分 B <u>178,100 円</u></p> <p>c 区分 C <u>154,300 円</u></p> <p>(四) 入所定員が 91 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u>184,800 円</u></p> <p>b 区分 B <u>158,100 円</u></p> <p>c 区分 C <u>137,000 円</u></p> <p>(2) 通所による指定施設支援を行う場合</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(一) (二)以外の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(二) 分場において行う場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>□ 指定特定身体障害者通所授産施設の場合</p> <p>(1) (2)以外の場合</p> <p>(一) 通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。)が 20 人の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(二) 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p>	<p>(一) (二)以外の場合</p> <p>a 区分 A <u>90,400 円</u></p> <p>b 区分 B <u>88,500 円</u></p> <p>c 区分 C <u>86,500 円</u></p> <p>(二) 分場において行う場合</p> <p>a 区分 A <u>114,000 円</u></p> <p>b 区分 B <u>105,700 円</u></p> <p>c 区分 C <u>97,500 円</u></p> <p>□ 指定特定身体障害者通所授産施設の場合</p> <p>(1) (2)以外の場合</p> <p>(一) 通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。)が 20 人の場合</p> <p>a 区分 A <u>161,300 円</u></p> <p>b 区分 B <u>153,400 円</u></p> <p>c 区分 C <u>137,200 円</u></p> <p>(二) 通所による入所者の定員が 21 人以上 40 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>129,600 円</u></p> <p>b 区分 B <u>124,300 円</u></p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(三) 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(四) 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>b 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>c 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>(2) 分場において行う場合</p> <p>(一) 区分 A <u> </u> 単位</p> <p>(二) 区分 B <u> </u> 単位</p> <p>(三) 区分 C <u> </u> 単位</p> <p>注</p> <p>1 指定特定身体障害者入所授産施設(指定施設支援基準第 2 条第 3 号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設をいう。)又は指定特定身体障害者通所授産施設(指定施設支援基準第 2 条第 3 号ロに規定する指定特定身体障害者通所授産施設をいう。)(それぞれ指定施設支援基準第 51 条第 1 項</p>	<p>c 区分 C <u>119,100 円</u></p> <p>(三) 通所による入所者の定員が 41 人以上 60 人以下の場合</p> <p>a 区分 A <u>106,100 円</u></p> <p>b 区分 B <u>103,000 円</u></p> <p>c 区分 C <u>96,500 円</u></p> <p>(四) 通所による入所者の定員が 61 人以上の場合</p> <p>a 区分 A <u>93,400 円</u></p> <p>b 区分 B <u>91,100 円</u></p> <p>c 区分 C <u>86,500 円</u></p> <p>(2) 分場において行う場合</p> <p>(一) 区分 A <u>114,000 円</u></p> <p>(二) 区分 B <u>105,700 円</u></p> <p>(三) 区分 C <u>97,500 円</u></p> <p>注</p> <p>1 指定特定身体障害者入所授産施設(指定施設支援基準第 2 条第 3 号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設をいう。)又は指定特定身体障害者通所授産施設(指定施設支援基準第 2 条第 3 号ロに規定する指定特定身体障害者通所授産施設をいう。)(それぞれ指定施設支援基準第 51 条第 1 項</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>に規定する分場を含む。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ<u>所定単位数</u>を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定特定身体障害者授産施設の場合は、<u>所定単位数</u>の1000分の965に相当する<u>単位数</u>を算定する。</p> <p>2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、<u>重度重複障害者加算として、指定障害福祉サービス基準に定める人員配置に加えて、常勤換算方法で当該入所者の総数を15で除した数以上配置している指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき 単位を、同施設において、通所による指定施設支援を行った場合又は指定特定身体障害者通所授産施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき 単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>3 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、<u>1月に 日を限度として所定単位数に代えて1日につき 単位を算定する。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は、算定できない。</u></p>	<p>に規定する分場を含む。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ<u>所定額</u>を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定特定身体障害者授産施設の場合は、<u>所定額</u>の1000分の965に相当する<u>額</u>を算定する。</p> <p>2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、<u>重度重複障害者加算として、指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき30,700円を、同施設において、通所による指定施設支援を行った場合又は指定特定身体障害者通所授産施設において、指定施設支援を行った場合は、1月につき10,200円を所定額に加算する。</u></p> <p>3 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者(入所による指定施設支援を受けているものに限る。)に対して外泊を認めた場合は、<u>当該期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。</u></p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>4 <u>指定特定身体障害者授産施設の3ヶ月間の平均の入所者の数が障害者自立支援法施行規則（平成 年厚生労働省令第 号。以下「施行規則」という。）第 条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規定に定められている入所定員（以下「入所定員」という。）に100分の を乗じて得た数（入所定員が を超える場合にあっては、入所定員に を加えて得た数）を超える場合又は、1日の入所者の数が入所定員に100分の を乗じて得た数（入所定員が を超える場合にあっては、入所定員に を加えて得た数）を超える場合には、所定単位数に100分の を乗じて得た単位数を算定する。通所についても、同様に一定の条件を超過した場合には、所定単位数に100分の を乗じて得た単位数を算定する。</u></p> <p>2 入所時特別支援加算 単位</p> <p>注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、<u>入所した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>3 退所時特別支援加算 単位</p> <p>注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指</p>	<p>2 入所時特別支援加算 21,900円</p> <p>注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、<u>入所した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)に、所定額を加算する。</u></p> <p>3 退所時特別支援加算 21,400円</p> <p>注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>定特定身体障害者授産施設に置くべき従業員のいずれかの職種の方が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。</p> <p>4 栄養管理体制加算</p> <p>イ 管理栄養士配置加算 ____ 単位</p> <p>ロ 栄養士配置加算 ____ 単位</p> <p>ハ その他栄養士配置加算 ____ 単位</p> <p>注</p> <p>1 イについては、常勤の管理栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1 日につき規模別の所定単位数を加算する。</p> <p>2 ロについては、常勤の栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1 日につき規模別の所定単位数を加算する。</p>	<p>定特定身体障害者授産施設に置くべき従業員のいずれかの職種の方が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。</p>

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>3 <u>ハについては、非常勤の栄養士を配置しており、入所による指定施設支援を行った場合は、1日につき規模別の所定単位数を加算する。</u></p> <p>4 <u>イ、ロ、ハの算定に当たっては、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。</u></p> <p>5 <u>食事提供体制加算</u> _____ 単位</p> <p><u>注 通所施設において、施設に従事する調理員による食事の提供がある場合又は、調理業務を第三者に委託している場合など、施設の責任において食事提供のための体制を整えている場合は低所得利用者に対して、平成 21 年 3 月 31 日までの間、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	

